

みなさまのお気持ちを お寄せください



中区社会福祉協議会では、みなさまの寄付を受け付けて
おります。

お預かりした寄付は、中区の福祉施設・当事者やボラン
ティア団体などへ配分し、地域福祉を推進する活動など
に活用させていただいています。

[詳しくは裏面へ→](#)

令和6年9月1日作成



中区社協HP
寄付ページ

社会福祉法人 横浜市中区社会福祉協議会
〒231-0023横浜市中区山下町2産業貿易センタービル4階
TEL:045-681-6664 FAX:045-641-6078
E-mail:nakainfo@yokohamashakyo.jp
窓口対応時間：月～金 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）



お問い合わせ
フォーム

●どんなものが寄付できる？

金銭または物品の寄付になります。物品については、お受けできない場合もあります。必ず事前にお電話にてご相談ください。

●寄付の受付について

中区社会福祉協議会窓口にお持ちください。
お振込での寄付を希望される場合は、お問合せください。

●寄付の使い道について

以下のような活動に活用されています。

- ・ 障害者の支援活動、高齢者サロン、認知症カフェ、子育て支援活動等への助成
- ・ 障害者グループホーム等への備品購入や設備修理等の助成
- ・ 中区障害者団体連絡会・中区ボランティア連絡会への助成

充実したダンス活動が
できています！



障害児者支援活動

子どもの遊び場、
多世代交流事業



ボードゲームを購入しました！

地域の活性化に役立って
います！



高齢者サロン

●税控除について

所得税や法人税等の優遇措置が受けることができます。

個人の場合…確定申告により所得税法上の「寄付金控除（所得控除）」または「税額控除」を受けることができます。

法人の場合…確定申告により法人税法上損金算入ができます。